附属書Ⅰ　第一条、第三条及び第七条に規定する協定の一覧表

この協定の署名の日に効力を有する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定（その改正を含む。）は、次のとおりである。

千九百八十九年三月七日にウィーンで作成された航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（日・オーストリア協定）

千九百五十九年六月二十日に東京で作成された航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定（日・ベルギー協定）

千九百五十三年二月二十六日にコペンハーゲンで作成された航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定（日・デンマーク協定）

千九百八十年十二月二十三日にヘルシンキで作成された航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（日・フィンランド協定）

千九百五十六年一月十七日にパリで作成された航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定（日・フランス協定）

千九百六十一年一月十八日にボンで作成された航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（日・ドイツ協定）

千九百七十三年一月十二日にアテネで作成された航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定（日・ギリシャ協定）

千九百九十四年二月二十三日にブダペストで作成された航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定（日・ハンガリー協定）

千九百六十二年一月三十一日に東京で作成された航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定（日・イタリア協定）

千九百五十三年二月十七日にハーグで作成された航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定（日・オランダ協定）

千九百九十四年十二月七日に東京で作成された航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定（日・ポーランド協定）

千九百八十年三月十八日にマドリードで作成された航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定（日・スペイン協定）

千九百五十三年二月二十日にストックホルムで作成された航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定（日・スウェーデン協定）

附属書Ⅱ－Ａ　第二条１に規定する対応する規定の一覧表

日・オーストリア協定第七条１

日・ベルギー協定第六条１

日・デンマーク協定第七条１

日・フィンランド協定第七条１

日・フランス協定第六条１

日・ドイツ協定第三条４及び第四条第二段

日・ギリシャ協定第七条１

日・ハンガリー協定第七条１

日・イタリア協定第六条１

日・オランダ協定第七条１

日・ポーランド協定第七条１

日・スペイン協定第九条１

日・スウェーデン協定第七条１

附属書Ⅱ－Ｂ　第二条２に規定する対応する規定の一覧表

日・オーストリア協定第四条１及び２

日・ベルギー協定第四条１

日・デンマーク協定第五条１

日・フィンランド協定第四条１及び２

日・フランス協定第四条１

日・ドイツ協定第三条２

日・ギリシャ協定第四条１

日・ハンガリー協定第四条１及び２

日・イタリア協定第四条１

日・オランダ協定第五条１

日・ポーランド協定第四条１及び２

日・スペイン協定第四条１

日・スウェーデン協定第五条１

附属書Ⅲ　第二条２に規定する国の一覧表

アイスランド（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

リヒテンシュタイン公国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

ノルウェー王国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

スイス連邦（航空運送に関する欧州共同体とスイス連邦との間の協定に基づく。）

附属書Ⅳ　第三条２に規定する規定の一覧表

日・オーストリア協定第四条１、第五条並びに第十三条３及び４

日・ベルギー協定第五条１及び２

日・デンマーク協定第六条１及び２並びに第八条

日・フィンランド協定第四条１及び第五条

日・フランス協定第五条１及び２並びに第七条

日・ドイツ協定第五条及び第六条

日・ハンガリー協定第四条１、第五条並びに第十三条３及び４

日・オランダ協定第六条１及び２並びに第八条

日・ポーランド協定第四条１、第五条並びに第十三条３及び４

日・スウェーデン協定第六条１及び２並びに第八条

外務大臣　林　芳正

財務大臣　鈴木　俊一

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄